

# 議 会 運 営 委 員 会

令和4年12月6日(火)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

---

## 議 題

### 1 令和4年12月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年12月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2、1-3

(2) その他

### 2 陳情審査

(1) 陳情第64号 採択された陳情に関して浜田市議会議長から執行部へ提出された善処要望に対して、誠実な対応を求める陳情について

(2) 陳情第66号 選挙の看板について

(3) 陳情第71号 陳情について

### 3 議会運営委員会主催議員研修会の開催について

資料2

・開催予定日時：令和4年12月22日(木) 午後1時30分～3時30分

・研修内容：監査業務と効果的な予算・決算審査について

### 4 その他

令和 4 年 12 月 6 日

議会運営委員会資料

## 追加提案議案 概要説明資料

(令和 4 年 12 月 8 日追加提案予定)

### 議案第 103 号

#### ○ 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する 条例について

令和 4 年人事院勧告及び令和 4 年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合並びに一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

#### ◆ 概要

##### 1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条）

###### (1) 特定任期付職員の給料月額の改正（第 7 条関係）

号給	現行	改正後
1	375,000 円	376,000 円（1,000 円増）

###### (2) 期末手当の支給割合の改正（第 8 条関係）

支給期	現行	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月期	100 分の 155	100 分の 155	100 分の 160 (100 分の 5 増)
12 月期	100 分の 155	100 分の 165 (100 分の 10 増)	100 分の 160 (100 分の 5 減)

##### 2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条）

###### (1) 給料表の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）

###### ア 改正の概要

国が令和 4 年 4 月 1 日から適用する俸給表（大卒程度に係る初任給を 3,000 円、高卒者に係る初任給を 4,000 円引上げ。これを踏まえ、20 歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶように、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定）に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

- (ア) 行政職 1 級から 5 級までの職務の級の一部
- (イ) 医療職 1 級から 3 級までの職務の級の一部

(2) 勤勉手当の支給割合の改正（第 29 条関係）

ア 再任用職員以外の職員

支給期	現行	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月期	100 分の 95	100 分の 95	100 分の 100 (100 分の 5 増)
12 月期	100 分の 95	100 分の 105 (100 分の 10 増)	100 分の 100 (100 分の 5 減)

イ 再任用職員

支給期	現行	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月期	100 分の 45	100 分の 45	100 分の 47.5 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 45	100 分の 50 (100 分の 5 増)	100 分の 47.5 (100 分の 2.5 減)

3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条）

(1) 給料表の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）

ア 改正の概要

国が令和 4 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

- (ア) 行政職 1 級及び 2 級の職務の級の一部
- (イ) 医療職 1 級及び 2 級の職務の級の一部

(2) 期末手当の支給割合の改正（第 14 条及び第 23 条関係）

支給期	現行	改正後（令和 5 年度以降）
6 月期	100 分の 120	100 分の 125（100 分の 5 増）
12 月期	100 分の 120	100 分の 125（100 分の 5 増）

◇ 施行期日 公布の日（会計年度任用職員関係は、令和 5 年 4 月 1 日）

◇ 適用期日

(1) 特定任期付職員

- ア 給料月額の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日
- イ 期末手当の改正規定 令和 4 年 12 月 1 日
- (2) 一般職の職員
  - ア 給料表の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日
  - イ 勤勉手当の改正規定 令和 4 年 12 月 1 日

## 議案第 104 号

### ○ 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

令和 4 年人事院勧告、令和 4 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、市議会議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

#### ◆ 概要

期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）

支給期	現行	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月期	100 分の 155	100 分の 155	100 分の 160 (100 分の 5 増)
12 月期	100 分の 155	100 分の 165 (100 分の 10 増)	100 分の 160 (100 分の 5 減)

- ◇ 施行期日 公布の日
- ◇ 適用期日 令和 4 年 12 月 1 日

## 議案第 105 号

### ○ 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和 4 年人事院勧告、令和 4 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

◆ 概要

期末手当の支給割合の改正（第4条関係）

支給期	現行	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月期	100分の155	100分の155	100分の160 (100分の5増)
12月期	100分の155	100分の165 (100分の10増)	100分の160 (100分の5減)

◇ 施行期日 公布の日

◇ 適用期日 令和4年12月1日

議案第106号

○ 令和4年度浜田市一般会計補正予算（第11号）

1 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に基づく人件費等の調整を行うものです。

2 予算規模

（単位：千円）

会計名	補正前の額	補正額	計
一般会計（第11号）	42,562,183	△100,558	42,461,625

3 補正事項

- (1) 給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整  
 ・ 勤勉手当 0.10月 等

議案第107号

○ 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に基づく人件費等の調整を行うものです。

2 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
国民健康保険特別会計（第2号）	6,286,633	△35,153	6,251,480

3 補正事項

(1) 給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整

- ・ 勤勉手当 0.10月 等

**議案第108号**

**○ 令和4年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）**

1 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に基づく人件費の調整を行うものです。

2 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
農業集落排水事業特別会計（第2号）	616,584	17,011	633,595

3 補正事項

(1) 給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整

- ・ 勤勉手当 0.10月 等

**議案第109号**

**○ 令和4年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

1 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に基づく人件費の調整を行うものです。

2 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
後期高齢者医療特別会計(第1号)	954,231	△3,181	951,050

3 補正事項

(1) 給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整

・ 勤勉手当 0.10月 等

**議案第110号**

**○ 令和4年度浜田市水道事業会計補正予算(第2号)**

1 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に基づく人件費の調整を行うものです。

2 補正事項

収益的支出

給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

資本的支出

給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

3 予算規模

収益的支出

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
水道事業会計(第2号)	1,889,165	△4,834	1,884,331

資本的支出

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
水道事業会計(第2号)	1,781,918	616	1,782,534

## 議案第 111 号

### ○ 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

#### 1 編成概要

人事院勧告及び島根県人事委員会勧告並びに人事異動等に基づく人件費の調整を行うものです。

#### 2 補正事項

##### 収入

##### 収益的収入

(1) 他会計補助金の減額調整

##### 資本的収入

(1) 他会計出資金の増額調整

##### 支出

##### 収益的支出

(1) 給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

##### 資本的支出

(1) 給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整

#### 3 予算規模

##### 収益的収入及び支出

##### 収入

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
公共下水道事業会計（第 3 号）	523,808	△4,764	519,044

##### 支出

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
公共下水道事業会計（第 3 号）	524,059	△4,780	519,279

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
公共下水道事業会計（第3号）	336,538	351	336,889

支出

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
公共下水道事業会計（第3号）	544,493	351	544,844

## 令和 4 年 12 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

## 議案等（9 件）

## 〔条例改正 3 件、補正予算 6 件〕

- 議案第 103 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 104 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 105 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 106 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 107 号 令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 108 号 令和 4 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 109 号 令和 4 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 110 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 111 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

## 令和4年12月浜田市議会定例会議 付託先一覧案（追加分）

## 【付託件数内訳】

総務文教委員会 3件、予算決算委員会 6件

## 市長提出議案等（議案9件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第103号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第104号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第105号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第106号	令和4年度浜田市一般会計補正予算（第11号）	予算決算委員会
議案第107号	令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第108号	令和4年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第109号	令和4年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第110号	令和4年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第111号	令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	〃

浜田市議会議長様

陳情番号	64
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

採択された陳情に関して浜田市議会議長から執行部へ提出された善処要望に対して、誠実な対応を求める陳情

令和4年3月議会で採択された陳情について、浜田市議会の笹田議長から執行部へ善処を要望する文書が提出されています。この中で陳情第38号「改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情」に関し、「※市が意図しない内容に編集され、拡散される恐れのある場合等を除き、個人の記録のために行う録音を認めることについて検討されたい。」という付帯意見を付して善処を要望して下さっています。

これに関し、この要望を受けて行われた検討、協議の内容を教えて欲しいとお願いしたところ、「係、課長、総務部長で検討を行ったが、現在のルールで問題ない。改正は行わないと決めた。」と回答がありました。「いつ、どなたが検討、協議して、その内容はどうだったのか教えてください。」とお願いしましたが、「協議は行ったが、記録は無い。いつだったかと、詳細な内容については回答できない。」とのことでした。

また、付帯意見では「意図しない内容に編集され、拡散される恐れのある場合等を除き、個人の記録のために行う録音を認めることについて検討されたい。」とされているが、これについては検討して下さったのか？という質問に、行財政改革推進課からは「庁舎を利用するすべての市民について、市が意図しない内容に編集してSNS等へアップする可能性がゼロではないため、許可は今後もしない。」という回答がありました。「市民が、私はSNSにアップもしない。正確な記録を取るために認めて欲しいとお願いしてもダメなのか？」との問いにも「SNSへアップされることで職員のメンタルヘルスに支障が生じる可能性がゼロではないため、認められない。」との回答でした。これは、全ての市民は職員のメンタルヘルスに害を及ぼす可能性があるという認識を示したことになり、協議を行ったとされる数人の職員のととても失礼な偏見にもとづいて「浜田市としての意思決定を行った」こととなります。また、市職員のメンタルヘルスに支障をきたす可能性をゼロにするために、住民の福祉の向上に反するルール変更を行ったことになり、地方自治法に反する決定であると感じます。

議会は市民に選ばれた市民の代表です。その議会の要望に対し、市長が「議会としての考え、要望であってもこの件は善処できない」としたのであれば、市長もまた市民に選ばれているため構いません。しかし、今回は係、課長、部長で決定を行ったという回答でしたので、市民の代表の要望に対して、とても偏った考え方によって「善処する必要はない」と決定したのであれば、問題があるように思います。

是非、市議会からの要望に対しては、誠実に、きちんと記録を残した上で、あとから説明できるような意思決定と回答、結果の通知説明が行われるように、執行部に働きかけて下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町

三島 淳寛

令和4年 11月 17日



陳情番号	66
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

浜田市議会議長様 陳情 (重要) 2022年11月17日

口頭での説明を希望します。浜田市日脚町 [REDACTED] 森谷公昭

市議の立て看板の違法設置

趣旨

市議の立て看板の違法設置を是正すべき  
選挙の看板ではないが、市議の立て看板の違法設置が目にする

市議会議員の後援会、政治団体との看板が至る所にあるが、ゴミステーションにあたりして、関係のない人の家の前にあたり設置規定が守られていないのではないかと感じる。

選管に確認する必要の有無、設置する場合のルールの確認、違反だったら撤去等  
何らかの措置が必要か、これで良いかの検討をしてもらいたい。



陳情番号	71
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

浜田市議会議長様 陳情 (重要) 2022年11月17日

口頭での説明を希望します。浜田市日脚町 [REDACTED] 森谷公昭 [REDACTED]

陳情について

趣旨

本文も資料も市民には見せない、と、時代に逆行したルールを正常に戻してほしい

本文、資料の公開をホームページでされないようになったが  
市民に分かるようにすることになっているはずだ。

議会基本条例は変更されていないのに、陳情の内容がわからなくなる方向に進んでいくのは、情報コントロールにつながりそうな気がして怖い。

一市民として、本文や資料も公開してほしい。

これらのことについて、検討してもらいたい。



## 議会運営委員会主催議員研修会について

1 開催日時 令和4年12月22日(木) 午後1時30分～3時30分

2 会場 全員協議会室

3 研修概要

研修内容 「監査業務と効果的な予算・決算審査について」

(予定)

- ① 監査業務について
- ② 議選監査委員の役割と必要性について
- ③ 効果的な予算審査と決算審査について

講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣 氏

(元三重県議会事務局次長)

【講師プロフィール】

1979年三重県庁入庁。

2002年4月から2011年3月まで三重県議会事務局で政策法務監、政務調査課長、企画法務課長、総務課長、次長を歴任。

2006年に都道府県議会では最初の議会基本条例制定を担当。

2014年三重県庁を退職し、三重県地方自治研究センター上席研究員

2020年4月から自治体議会研究所代表に就任。